

徳島県告示第四十九号

みよし広域連合から申請のあったみよし広域連合規約の変更については、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百九十一条の三第一項の規定に基づき、令和五年二月十七日許可した。

令和五年二月十七日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門